

堺市とトヨタ博物館との堺市ヒストリックカー・コレクションの
活用・PRに関する協定書

堺市（以下「甲」という。）とトヨタ博物館（以下「乙」という。）は、相互に連携し、クルマ文化の醸成を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携によって、甲が所有する歴史的・希少的価値のある堺市ヒストリックカー・コレクション（以下「ヒストリックカー」という。）の魅力を広く発信することを通じ、クルマ文化の醸成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について協力する。

- （1）乙施設におけるヒストリックカーを活用した展示に関すること。
- （2）ヒストリックカーのPRに関すること。
- （3）その他本協定の目的を達成するために必要と認めること。

2 前項に掲げる事項に関する取組を本協定に基づき甲乙連携して実施するに際し、甲が所有するヒストリックカーを乙に貸与する場合、ヒストリックカーの運搬・保守点検・損傷の場合の補修等に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（協定の有効期間約）

第3条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに本協定の有効期間を延長する旨について、甲及び乙が書面による合意をした場合は、相当の期間を定めて本協定の有効期間を延長することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により、それぞれの相手方に通知し協議の上、双方合意することにより、本協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得た場合を除き、秘密である旨を明示されて相手方から開示を受けた情報及び合理的な見地から相手方又は相手方の関係会社の秘密であることを理解し得る情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、

法令等に基づく要請がある場合はこの限りではない。

(広報活動)

第6条 各種広報に関する案件については、事前に協議を行い、双方承諾のもとで進めるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年7月22日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 愛知県長久手市横道41番地100
トヨタ博物館
館長 榊原 康裕